

令和4年12月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問10】の記述について、正しい場合は『○』を、誤りの場合は『×』を別添の解答用紙に記入してください。

*解答用紙は添付していませんので、ご了承ください。

【問1】(生計維持について)

遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るための条件の一つである「死亡当時、死亡した方によって生計維持されていた方」には、「所得については制限がない」が、死亡当時、「死亡した方と同居している必要がある」。

【問2】(遺族年金を受け取ることができる遺族について)

「妻」は「子」の有無に関わらず、遺族基礎年金を受給できるが、夫は「子のある夫」のみ遺族基礎年金を受給できる。

(注)死亡者との生計維持関係および子の年齢要件は満たしているものとする。

【問3】(遺族年金を受け取ることができる遺族について)

次のA、Bのうち、正しいのはBである。

A 「子」「孫」は婚姻していなければ、20歳の誕生日まで遺族年金の権利がある。
(「子のある配偶者」も含む)

B 夫、父母、祖父母は死亡当時、55歳以上であれば遺族厚生年金を請求することができるが、受給開始は60歳からである。(夫は子がないものとする)

【問4】(遺族年金の要件)

遺族基礎年金の要件は全部で4つあり、うち1つは「国民年金の被保険者である間に死亡したとき」である。

【問5】(遺族年金の受給要件について)

遺族厚生年金の受給要件の1つに「老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき」とあるが、この場合、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が10年以上あればよい。

【問6】(遺族年金の年金額について)

遺族基礎年金の年金額は、一律の額となり、子の人数に応じて加算がされますが、子のみ3人で遺族年金を請求した場合、合計額を一番上の子がまとめて受給する。(子が3人の場合の遺族基礎年金の令和4年度の年額は1,076,300円です)

【問7】(遺族年金額の金額について)

遺族厚生年金の年金額は、亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4である。

【問 8】（遺族年金の失権について）

遺族年金は受けている方が婚姻（再婚）すると失権（受け取る権利がなくなること）しますが、婚姻には内縁関係（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者）も該当する。

【問 9】（国民年金の独自給付について）

寡婦年金は、国民年金第 1 号被保険者の保険料納付済み期間と保険料免除期間が合わせて 10 年以上ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が 5 年以上継続している妻が 60 歳から 65 歳になるまで受け取ることができる。

【問 10】（国民年金の独自給付について）

国民年金の独自給付である「死亡一時金」を受け取ることができる遺族の範囲には、死亡したときに生計を同一にしていた、死亡した方の兄弟姉妹も含まれる。

(解 答)

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問1	×	100%	問6	×	73%
問2	×	100%	問7	○	100%
問3	○	91%	問8	○	100%
問4	○	91%	問9	×	82%
問5	×	91%	問10	○	91%

(解説・留意点)

問1	<p>「所得については制限がない」と「死亡した方と同居している必要がある」の2点が誤りです。「死亡した方によって生計維持されていた方」には、死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方（同居していること、または別居していても仕送りを受けていたり等）別居であっても死亡者から援助を受けていることが確認できれば、必ず同居である必要はありません。あわせて、所得要件もあり原則として年収850万円未満の方が該当します。このように、生計同一要件と所得要件の両方の要件を満たしている必要があります。</p>
問2	<p>遺族基礎年金は「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。「子のある配偶者」とは「夫」「妻」いずれも該当し、配偶者の年齢制限はありません。</p>
問3	<p>「A」は「婚姻していなければ20歳の誕生日まで権利がある」が誤りです。 「子」「孫」（「子のある配偶者」「子のない配偶者」などの「子」を含む）は18歳になった年度の3月31日までの間にあることが条件です。ただし、障害等級の1級または2級の障害の状態にある場合は20歳未満までになります。 「B」は設問の通りです。</p>
問4	<p>設問の通りです。なお、「国民年金の被保険者であったとき」には「国民年金第2号被保険者（65歳未満の厚生年金被保険者）」も該当します。</p>
問5	<p>「10年以上あればよい」の箇所が誤りです。遺族年金は各期間を合算した期間が25年以上必要です。</p>
問6	<p>「一番上の子がまとめて受け取る」が誤りです。子のみで受給する場合、合計額を子の人数で割った額を、それぞれが受け取ります。（設問の場合、3人で割ると1人あたりの年額は358,733円です。） なお、「子のある配偶者」の場合は、基本額（令和4年度の金額で777,800円）に子の人数に応じた加算額を加算した合計を配偶者がまとめて受け取ります。</p> <p><u>*確認問題の「1,076,300円」は「1,076,200円」の誤りでした。</u> <u>訂正してお詫び申し上げます。</u></p>

問7	設問の通りです。遺族厚生年金の年金額は、亡くなられた方の厚生年金の加入期間や報酬の額を基に計算されます。ただし、遺族厚生年金の受給要件によっては、加入期間に特例があります。
問8	設問の通りです。該当する場合は速やかに「遺族年金失権届」を提出する必要があります。
問9	<p>「婚姻関係が5年以上継続している」が誤りです。婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している必要があります。</p> <p>なお、寡婦年金は国民年金第1号被保険者が対象の国民年金の独自給付です。保険料納付済み期間に厚生年金の加入期間や国民年金の第3号被保険者期間は含まれません。その他にも注意点がいくつかあります。</p>
問10	<p>設問の通りです。死亡一時金を受け取ることができる遺族は、死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で、死亡したときに生計を同一にしていた方が対象になります。</p> <p>死亡一時金は死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者の保険料納付済み期間が36月（3年以上）ある方が死亡したときに遺族を受け取ることができますが、死亡した方がいずれの基礎年金も受け取ったことがないなど、注意点が複数あります。</p>